

銀座線・東西線日本橋駅における洪水時の避難確保・浸水防止計画

平成27年3月

(目的)

第1条 この計画は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の二第1項に基づき、駅の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、当駅に勤務し又は当駅を利用する者に適用する。

2 当駅の名称及び所在地は、以下のとおりである。

名称	所在地
銀座線 日本橋駅 東西線 日本橋駅	中央区日本橋1-3-11先

(駅近接施設の関係者との相互連携)

第3条 この計画及びその訓練の実施にあたっては、以下の駅近接施設の関係者と、情報の共有その他の相互連携に努めるものとする。

駅近接施設
新呉服橋ビル
八重洲ファーストフィナンシャルビル
NIHONBASHI SANYO GROUP BUILDING
柳屋ビル
日本橋一丁目三井ビルディング
都営浅草線日本橋駅
横浜銀行ビル
損保ジャパン日本興亜日本橋ビル
日本橋丸善東急ビル
高島屋日本橋店

(浸水想定及び洪水予報等)

第4条 水防法第十四条第1項に基づき指定された浸水想定区域内に当駅がある河川は、次に掲げるとおりである。

(1) 荒川

2 水防法第十五条第2項に基づき伝達される洪水予報等の受信方法は、以下のとおりである。

受信方法	伝達元
------	-----

銀座線 日本橋駅	N T T F A X	中央区防災危機管理室（災害対策本部）
東西線 日本橋駅		中央災環境土木部（水防本部）

（防災体制）

第5条 洪水の危機を認めるときは、当駅に自衛水防隊を編成する。

2 自衛水防隊は、自衛水防統括管理者、自衛水防隊長及び自衛水防副隊長並びに避難誘導班、止水班、通報連絡班その他必要な班から構成し、当駅に勤務する者を割当ててを基本とする。

3 自衛水防隊の任務は、次に掲げるとおりである。

- （1）自衛水防統括管理者 自衛水防隊を統括する。
- （2）自衛水防隊長 各班を編成・指揮する。
- （3）自衛水防副隊長 自衛水防隊長を補佐し又は代行する。
- （4）避難誘導班 利用者を避難誘導する。
- （5）止水班 止水処置を行う。
- （6）通報連絡班 水防管理者等との連絡窓口となる。
- （7）その他必要な班 自衛水防隊長が定める。

4 すべき活動を終え又は洪水の危機がなくなったときは、自衛水防隊を解散する。
（避難の誘導及び浸水の防止のための活動）

第6条 自衛水防隊は、利用者の避難誘導、出入口等の止水処置等を行う。

2 避難誘導は、当駅構内の出入口等までとし、避難先の案内については、関係行政機関からの広報によるものとする。

3 止水処置は、避難誘導が完了してから行うものとする。ただし、避難誘導と並行して行うことがある。

4 水防管理者及びその連絡窓口は、以下のとおりである。

水防管理者	連絡窓口
中央区長	中央区環境土木部（水防本部）

（避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備）

第7条 避難誘導経路並びに止水処置の位置及び方法は、別記を基本とする。

（教育・訓練の実施）

第8条 当駅に勤務する者に対して、防災週間等の時機を捉えて、この計画に係る教育・訓練を実施するものとする。

日本橋駅構内立体図



出口案内

A1*	みずほアセット信託銀行 日本銀行	B5* B7	柳屋ビル
A3*	呉服橋交差点、JR東京駅	B6	閉鎖中
A4*	日本橋三洋グループビル	B8	赤木屋ビル
A5*	閉鎖中	B9	浅野ビル
A6*	柳屋ビル、朝日生命館	B10	日本橋1丁目
A7*	八重洲ファースト ファイナンシャルビル	B11*	閉鎖中
B0*	日本興産日本橋ビル	B12*	コレド日本橋
B1*	日本橋2丁目	C1* C2*	コレド日本橋
B2*	高島屋本館	C3	閉鎖中
B3*	丸善ビル、日本橋プラザ	C4*	大手町住友ビル 永代通り
B4*	閉鎖中	C5*	閉鎖中
		C6*	横浜銀行ビル 昭和通り

→ 避難誘導経路
○ 止水板による止水処置

凡例

	改札内階段		改札外階段		改札内		駅事務室/お忘れ物取扱い所		車いすスロープ
	エスカレーター		改札外		エレベーター		車いす対応エスカレーター		階段昇降機
B1	出口		地上行エレベーター		AED(自動体外式除細動器)				
A5*	*利用に時間制限のある出口								

[2014.5.31 現在]